

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、財物損害として、不動産、自家用車、家財道具の賠償がされたほか、住居確保損害、申立人母の就労不能損害（平成26年2月分までは原発事故前の収入の全額、同年3月分から平成27年2月分までは同収入と再就職後の中間収入との差額分。）等が賠償された事例。

1586-1

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、平成29年10月20日付けの被申立人答弁書記載の申立人と被申立人との間に争いが無い別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金572万4136円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年11月21日

（仲介委員 花崎 浜子）

(別紙)

申立人 X1について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用		17,658 円	
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成 25 年 9 月～平成 30 年 3 月	5,500,000 円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他		206,478 円	物品購入費用
一部和解 合計額(①)		5,724,136 円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	5,724,136 円

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、財物損害として、不動産、自家用車、家財道具の賠償がされたほか、住居確保損害、申立人母の就労不能損害（平成26年2月分までは原発事故前の収入の全額、同年3月分から平成27年2月分までは同収入と再就職後の中間収入との差額分。）等が賠償された事例。

1586-2

（一部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の内容

申立人と被申立人は、本件に関し、申立人と被申立人との間に争いがない下記記載の損害項目及び和解金額について、一部和解することとして、合計金1922万9829円の支払義務のあることを認め、それ以外の点について本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

1 建物に関する財物損害

所在 南相馬市小高区〇〇

種類 居宅

構造 木造スレート2階建

床面積 119.24㎡

和解金額 金1650万9061円

2 上記1の構築物・庭木に関する財物損害

和解金額 金272万0768円

第2 支払方法

（省略）

第3 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成29年12月13日

(仲介委員 花崎 浜子)

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、財物損害として、不動産、自家用車、家財道具の賠償がされたほか、住居確保損害、申立人母の就労不能損害（平成26年2月分までは原発事故前の収入の全額、同年3月分から平成27年2月分までは同収入と再就職後の中間収入との差額分。）等が賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成30年7月3日付けの被申立人準備書面（4）記載の申立人らと被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金5654万9388円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年8月22日

（仲介委員 花崎 浜子）

(別紙1)

申立人 X1について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用	平成 25 年 9 月～平成 29 年 8 月(48 か月分)	¥4,363,200	月額 90,900 円×48 か月
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)			
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害	平成 25 年 9 月～平成 26 年 2 月(6 か月分)	¥555,253	年額 1,110,506 円÷12 か月×6 か月
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他		¥272,436	子どもの学用品その他物品購入費
一部和解 合計額(①)		¥5,190,889	

未精算の仮払補償金(②)	¥0
支払額(①-②)	¥5,190,889

(別紙2)

申立人 X2について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成 23 年 3 月～平成 30 年 3 月(85 か月分)	¥8,520,000	避難所生活(月額 2 万円)加算あり ※平成 23 年 3 月分
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害		¥27,698,499	対象不動産及び内訳は、被申立人準備書面(3)別紙一覧表のとおり
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		¥36,218,499	

未精算の仮払補償金(②)	¥-1,300,000
支払額(①-②)	¥34,918,499

(別紙3)

申立人 X3について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成 23 年 3 月 ～平成 30 年 3 月(85 か月分)	¥8,520,000	避難所生活(月額 2 万円)加算あり ※平成 23 年 3 月分
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		¥8,520,000	

未精算の仮払補償金(②)	¥-300,000
支払額(①-②)	¥8,220,000

(別紙4)

申立人 X4について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成 23 年 3 月～平成 30 年 3 月(85 か月分)	¥8,520,000	避難所生活(月額 2 万円)加算あり ※平成 23 年 3 月分
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		¥8,520,000	

未精算の仮払補償金(②)	¥-300,000
支払額(①-②)	¥8,220,000

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らについて、財物損害として、不動産、自家用車、家財道具の賠償がされたほか、住居確保損害、申立人母の就労不能損害（平成26年2月分までは原発事故前の収入の全額、同年3月分から平成27年2月分までは同収入と再就職後の中間収入との差額分。）等が賠償された事例。

1586-4

（全 部）和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人X4、及び申立人X5（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人らは、被申立人に対し、次のとおり表明し、保証する。
 - (1) 平成26年10月〇日に死亡した亡A1（昭和〇年〇月〇日生）（以下「被相続人」という。）の全相続人が、申立人X2、申立人X5、申立外Y1、及び申立外Y2の4名であること。
 - (2) 被相続人の被申立人に対する別紙記載の損害項目に係る損害賠償請求権は、平成30年4月11日付遺産分割協議により、申立人X2が相続したこと。
 - (3) 申立人X2以外の相続人が本項(2)について異議を述べた場合には、申立人X2の責任においてこれを処理すること。
- 2 和解の範囲
申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。
- 3 和解金額
被申立人は、申立人らに対し、別紙記載のとおり前項所定の損害項目に対する和解金として、合計金1億3037万5191円の支払義務のあることを認める。
- 4 既払金
申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の損害項目に対する賠償金として、8210万3353円を支払い済みであることを確認する。
- 5 支払方法
(省略)
- 6 清算
申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に

確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 確認条項

申立人ら及び被申立人は、別紙記載の損害項目の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、その支払いにかかわらず、所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

令和元年8月8日

(仲介委員 花崎 浜子)

別紙

1 申立人X1

項目		期間	損害額
避難費用	家賃	H25.9～H30.3	¥4,999,500
	生活費増加費用	H23.12～H25.6	¥478,914
一時立入交通費		H25.10.4、H26.10.3 及び H29.3.8	¥99,558
その他実費		H25.9～H30.3	¥899,342
就労不能損害		H25.9～H27.2	¥1,248,100
家財賠償			¥2,450,000
不動産	小高区〇〇所在、木造スレート2階建、用途：居宅、床面積：119.24 m ² の建物		¥19,229,829
精神的損害		H25.9～H30.3	¥5,500,000
小計			¥34,905,243

2 申立人X2(亡A1及び亡A2相続分を含む)

項目		期間	損害額
避難費用	交通費	H23.3.12～H23.8.31	¥90,000
その他実費		H24.6～H30.3	¥1,147,000
財物賠償(車両)			¥418,650
不動産	小高区〇〇、地目：宅地、地積：307.77 m ² の土地		¥5,841,834
	小高区〇〇、地目：宅地、地積：163.48 m ² の土地		¥3,103,041
	小高区〇〇所在、木造瓦2階建、用途：居宅、床面積：95.2 m ² の建物及び構築物・庭木		¥3,695,612
	小高区〇〇所在、木造トタン平家建、用途：居宅、床面積：4.54 m ² の建物及び構築物・庭木		¥1,212,587
	小高区〇〇所在、木造瓦2階建、用途：居宅、床面積：135.84 m ² の建物及び構築物・庭木		¥13,845,425

住居確保損害		¥29,357,240
精神的損害	H23.3～H30.3	¥8,520,000
小計		¥67,231,389

3 申立人X3

項目	期間	損害額
その他実費	H24.6～H30.3	¥1,147,000
精神的損害	H23.3～H30.3	¥8,520,000
小計		¥9,667,000

4 申立人X4

項目	期間	損害額
その他実費	H24.6～H30.3	¥1,147,000
精神的損害	H23.3～H30.3	¥8,520,000
小計		¥9,667,000

5 亡A1、申立人X2、申立人X3、申立人X4及び申立人X5

項目	期間	損害額
家財賠償		¥5,500,000
小計		¥5,500,000

上記合計額	¥126,970,632
本件和解仲介に関する弁護士費用	¥3,404,559
既払金(仮払金含む)	¥82,103,353
和解金額合計	¥48,271,838